

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 13 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

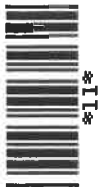
裁判所書記官 佐 野 聡 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 4 日から 令和 8 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 2 月 18 日 午前 9 時 30 分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 3 月 4 日 午前 10 時 30 分 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 25 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 2 月 25 日 午後 4 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12,800,000 10,240,000	一括	2,560,000	90,137	23,102
1	3,240,000				
2	9,560,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 東海市加木屋町北鹿持
 地 番 16 番 157
 地 目 宅地
 地 積 115.60 平方メートル

- 2 所 在 東海市加木屋町北鹿持 16 番地 157
 家屋 番号 16 番 157
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 48.65 平方メートル
 2 階 50.72 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 48.65 平方メートル
 2 階 50.72 平方メートル
 屋上 約 5 平方メートル



物件明細書

令和 7年12月 8日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐 野 聡 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

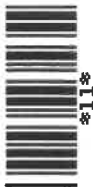
本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 東海市加木屋町北鹿持
 地 番 16 番 157
 地 目 宅地
 地 積 115.60 平方メートル

- 2 所 在 東海市加木屋町北鹿持 16 番地 157
 家屋 番号 16 番 157
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 48.65 平方メートル
 2 階 50.72 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 48.65 平方メートル
 2 階 50.72 平方メートル
 屋上 約 5 平方メートル



令和 7 年(7)第 78 号

令和 7 年 4 月 22 日受理

令和 7 年 10 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 井 上 和 彦

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 東海市加木屋町北鹿持 | | |
| | 地 番 | 16 番 157 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 115.60 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 東海市加木屋町北鹿持 16 番地 157 | | |
| | 家屋 番号 | 16 番 157 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 48.65 平方メートル | |
| | | 2 階 | 50.72 平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	物件 1 土地は物件 2 建物の敷地及び駐車場として利用されている。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 屋上約 5 平方メートル(公簿上、記載なし)	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を空き家の状態で、大量の物を置いて占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 債務者兼所有者の家族は昨年7月ごろに転居されました。それ以降は、誰も居住していないと思います。 2 家族が転居してからは、債務者兼所有者は外国人の人と、深夜又は早朝に本件建物にやってきて、塗料缶（一斗缶）などを運び込むことをしています。塗料缶などは現在も増加中です。多分、本件建物の中にも運び入れていると思います。 3 本件建物北西側には蓄電池とエコキュートが設置されていますが、これらは最初からありました。 4 軽自動車は置かれたままになっているので、動かないと思います。
■東海市消防本部予防課 予防及び危険物担当	1 本件土地には消防法で定めた、火災・爆発を起こす恐れがある危険物が一定の数量を超えて置かれており、届け出の義務があるのにしていないため、債務者兼所有者に対し、届け出るように玄関扉に注意喚起の文書を貼付しております。指定数量以下の場合は、消防法ではなく、各地方自治体の条例の管轄になります。しかし、いずれの届け出もないため是正措置を執ることを検討しています。 2 債務者兼所有者に対する是正措置がなされても、不動産競売手続により本件土地建物を購入した買受人の方が何らかの義務を負うことはありませんが、危険物が置かれたままで買い受けすることになると、廃棄問題が生じます。危険物の処理を当課へ相談していただくと、スムーズに行くと思いますので、その旨を買い受けた方にお伝えいただけたらと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

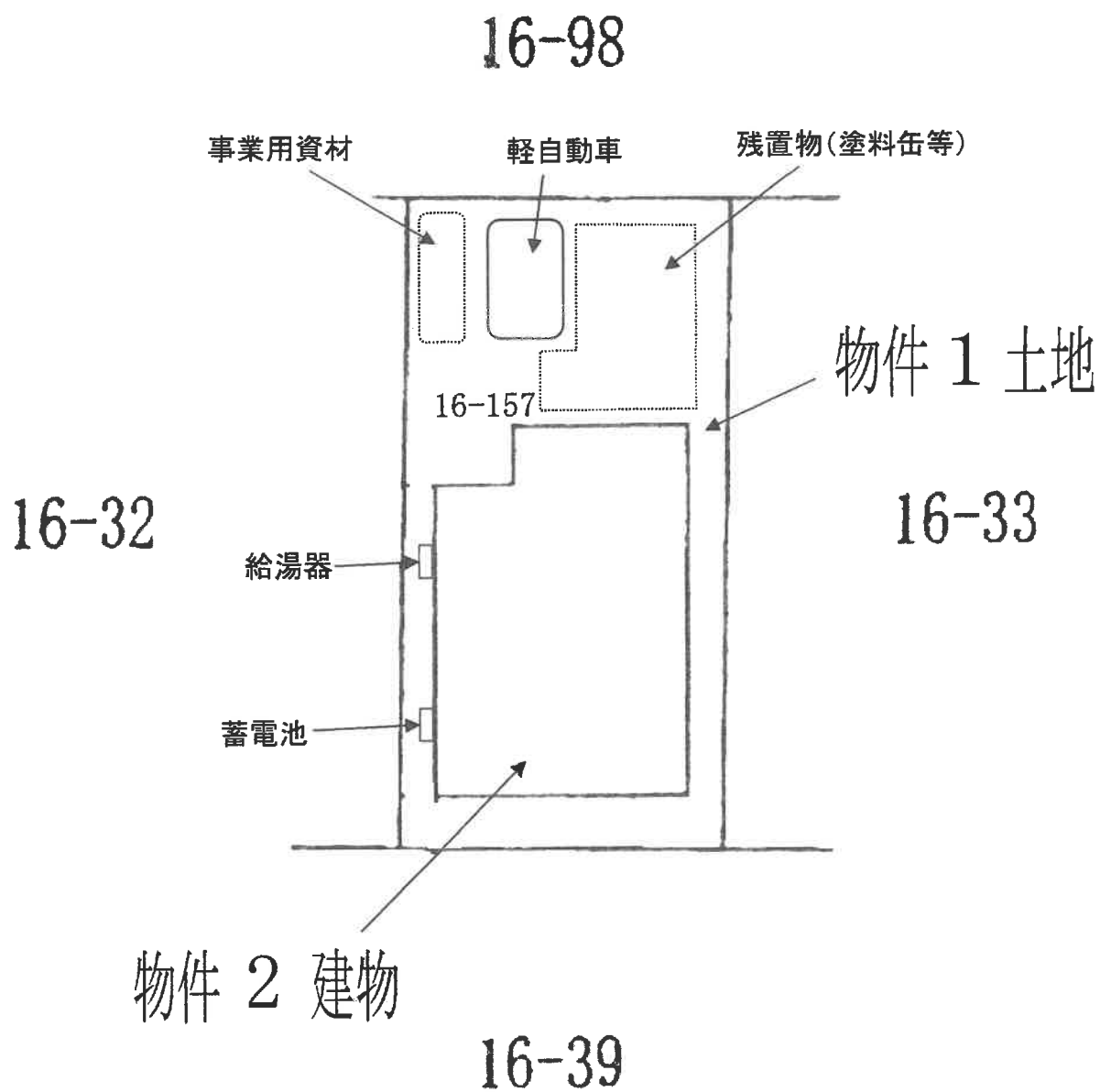
- 1 本件土地建物の占有状況等は、近隣者の陳述及び現認状況（表札が債務者兼所有者の名字となっていること、債務者兼所有者名義の軽自動車が駐車されていること、債務者兼所有者が仕事で使用していると思われる塗料缶が大量に置かれている状況）から2枚目のとおり認めた。
- 2 本件土地上の北西側には、パワーコンディショナー、蓄電池、エコキュートが置かれていた。太陽光発電システムは存在しなかった。
- 3 本件土地の西端、東端には境界杭が確認できたが、それ以外の箇所については、一見して境界標を確認できなかった。
- 4 本件土地の北東付近に大量の塗料缶が置かれていた。中身が残った状態の物が置かれていることから、本件土地を汚染している可能性がある。また、債務者兼所有者名義の軽自動車が置かれており、長期間動かしていないようなので、本件土地建物が売却されても置かれたままの状態になる可能性がある。その他、債務者兼所有者が仕事で使用している資材、脚立等も置かれていた。
- 5 本件建物内には塗料缶等が洋室1及び洋室2に大量に置かれていた。債務者兼所有者が仕事で使用している、資材や道具なども置かれており、床や壁の傷み具合を確認できない状態であった。2階のリビングや和室にも物が置かれており、本件建物内で生活することは困難な状態と思われる。屋上には使い切った塗料缶が置かれていたが、雨水が溜まった状態になっていて、缶から塗料等が染み出ており、汚染水が防水効果の無効化等を引き起こしている可能性がある。
- 6 近隣者の陳述から債務者は本件建物には居住していないものの、塗料缶を夜間又は早朝に運び込んでいて、調査後も増加している。これに対して、東海市消防本部が本件建物の玄関扉に債務者宛に危険物の量について届け出を促す文書を貼付したりしており、一定の措置を執る予定であるとのことであった。仮に措置が出されても、買受人にはその効果は及ばないとのことであるが、一方で残置された有機溶剤等が入っている塗料缶を処理しなければならなくなるため、購入後に東海消防本部予防課へ処理について相談されたい。
- 7 照会書を債務者兼所有者に送付したが、協力を得られなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月23日(水) 16:00-16:15	名古屋法務局図	公図、地積測量図、建物図面等交付申請
7年4月25日(金) 14:25-14:50	物件所在地	概測、物件確認、調査
7年4月25日(金)	執行官室	東海市役所へ住民票交付申請書送付
7年4月28日(月)	執行官室	債務者兼所有者に対し、期日連絡通知書(5月8日午前11時30分)を送付
7年5月8日(木) 11:30-12:10	物件所在地	立入調査、写真撮影(全室)、評価人同行
7年5月30日(金)	執行官室	軽自動車検査協会へ検査証の交付申請書を送付
7年6月16日(月) 10:30-10:45	執行官室	東海市消防本部予防課から塗料缶等の処理に対する措置等について聴取
7年10月3日(金) 10:10-10:20	執行官室	東海市消防本部予防課から買受人の義務等について聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年5月8日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

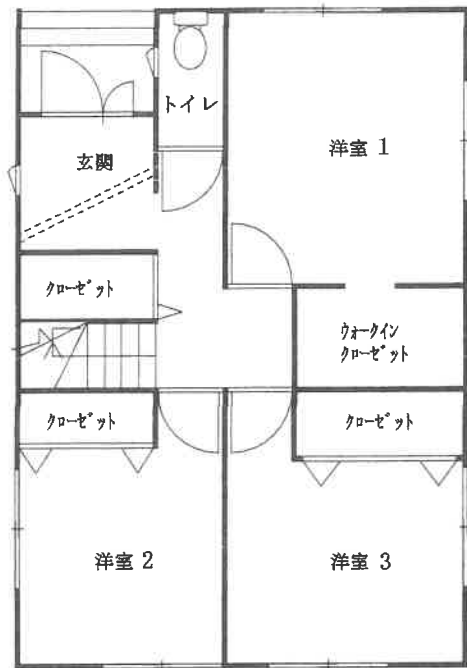
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図(概略)

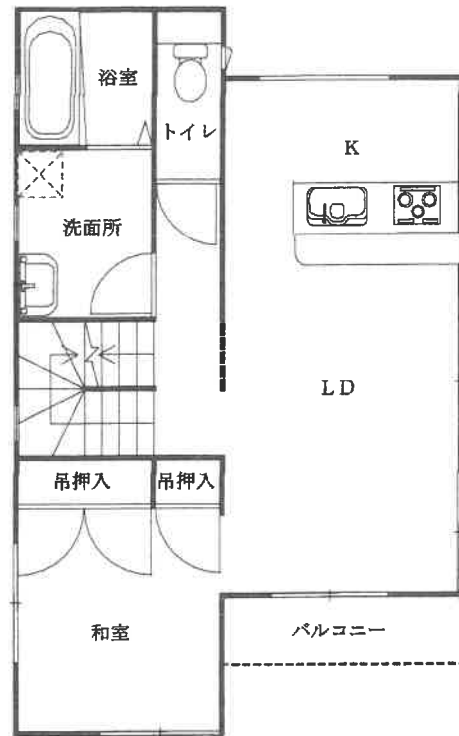


建物間取図（概略）

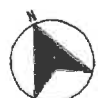
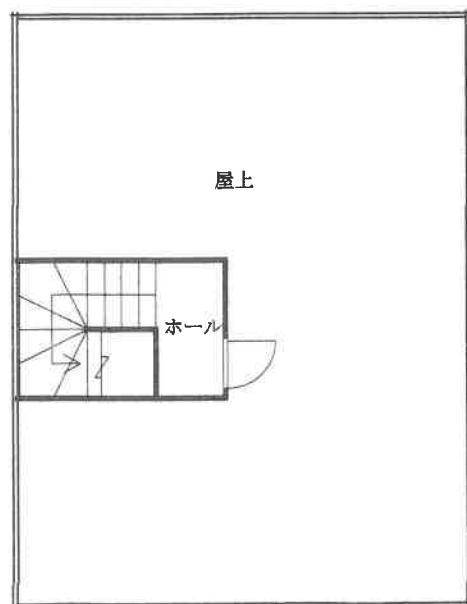
1 階



2 階



屋上



物件 2 建物



物件 1 土地

① 北東方向から撮影



② 屋内の状況（洋室 2）



③ 屋内の状況（洋室1）



④ 屋内の状況（和室）

（9枚目）



⑤ 屋内の状況（キッチン）



⑥ 屋内の状況（洗面所）
（10枚目）



⑦ 屋内の状況（洋室1のウォークインクローゼット）



⑧ 屋上の塗料缶の様子

（//枚目）

令和 7 年 (ケ) 第 7 8 号
令和 7 年 4 月 2 8 日 受 理
令和 7 年 5 月 8 日 現 地 調 査
令和 7 年 5 月 1 3 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

樋沢 武司 印

第1 評価額

一 括 価 格			
金		12,800,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	3,240,000	円
物件2（建物）	金	9,560,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 地 目 地 積	東海市加木屋町北鹿持 1 6 番 1 5 7 宅地 115.60 m ²	同左
2	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	東海市加木屋町北鹿持 1 6 番地 1 5 7 1 6 番 1 5 7 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 1階 48.65 m ² 2階 50.72 m ² 99.37 m ²	特記事項記載の通り。 その他は同左
番号	特 記 事 項		
2	床 面 積	1階 48.65 m ² 2階 50.72 m ² 屋上 約5 m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	名鉄河和線「八幡新田」駅 北東方 道路距離約1.2km (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅の多い区画整然とした住宅地域	
主な公法上の 規制等(道路 の幅員等の個 別的な規制を 考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 150% — 居住誘導区域 宅地造成規制区域
画 地 条 件	地 積 115.60 m ² 間 口 約7.5m、 奥 行 約15m 形 状 長方形	
接 面 道 路 の 状 況	北側幅員約10mの舗装市道に等高に接面する。 建築基準法第42条1項道路に該当する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2の敷地である。	
供給処理施設 (敷地内引込の 有無を基準と している)	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし(引込可) 下 水 道 あり	
土壌汚染の可 能 性 の 調 査	土壌汚染の可能性について東海市地図情報サービスにて調査したところ、昭和44年頃は宅地（新日本製鉄大池団地）であったことから土壌汚染の可能性は低いと思われるが、確定には詳細な調査が必要である。	
特 記 事 項	玄関前に、事業用資材や未開封の塗料缶等の残置物が大量に 積まれている。 軽自動車（車検切れ）が放置されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 平成25年1月10日新築 経 過 年 数 約 12 年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 約 13 年
仕 様	構 造 木造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板ぶき 外 壁 サイディング 内 壁 ビニルクロス貼り 天 井 ビニルクロス貼り 床 フローリング、畳 設 備 電気、上下水道等 そ の 他 ー
床 面 積 (現 況)	1 階 48.65 m ² 2 階 50.72 m ² 屋 上 約5 m ² 約104.37 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 居宅 間 取 り 4LDK + 屋上 (附属資料 建物間取図のとおり)
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	屋上有り（未登記）。 給湯器、蓄電池有り。オール電化住宅。 屋上に、開封済み塗料缶の残置物有り。 1 階東側洋室に、大量の塗料缶等有り。 1 階北側洋室に、ゴミが残置されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	110,000	1.00	115.60	0.90	11,440,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 東海-13

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 105,000 \text{ 円/㎡} \times & 100.0 / 100 \times & 100 / 100 \times & 100 / 98 & = & 110,000 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：なし

ウ 地 積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	198,000	約104.37	0.43	8,890,000

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= [\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{\text{経済的残存耐用年数}13\text{年} / (\text{経済的残存} \\ &\quad \text{耐用年数}13\text{年} + \text{経過年数}12\text{年})\}] \times (1 - \text{観察減価等}20\%) \div 0.43 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	11,440,000	0.55 法定地上権	6,290,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	11,440,000	－ 6,290,000		0.90	0.7	3,240,000
2	8,890,000	＋ 6,290,000	－	0.90	0.7	9,560,000
一括価格（合計）						12,800,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：事業用廃棄物等が大量に放置された中古建物及びその敷地の流通性を勘案して決定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示 価格 東海-13

所 在：東海市加木屋町北鹿持16番136

価 格：105,000 円/㎡

位 置：名鉄河和線「八幡新田」駅の北東方道路距離約1.1km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：169 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北東側5m市道に接面

用 途 指 定 等：第1種住居専用地域(建ぺい率60%・容積率150%)

地 域 の 概 要：中規模一般住宅の多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

2 付近案内図

3 公図写

4 地積測量図写

5 建物図面・各階平面図写

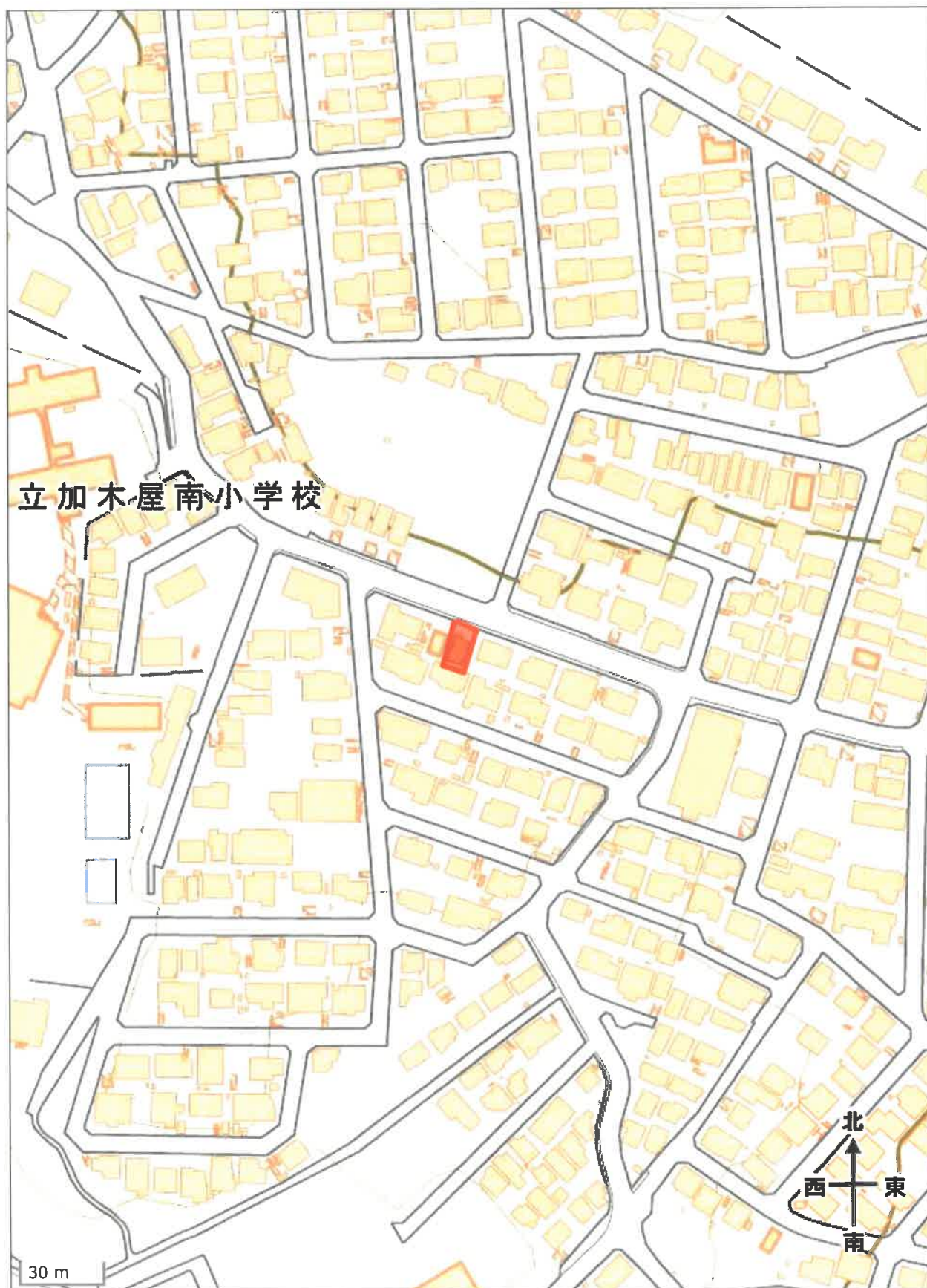
6 土地建物配置図（概略）

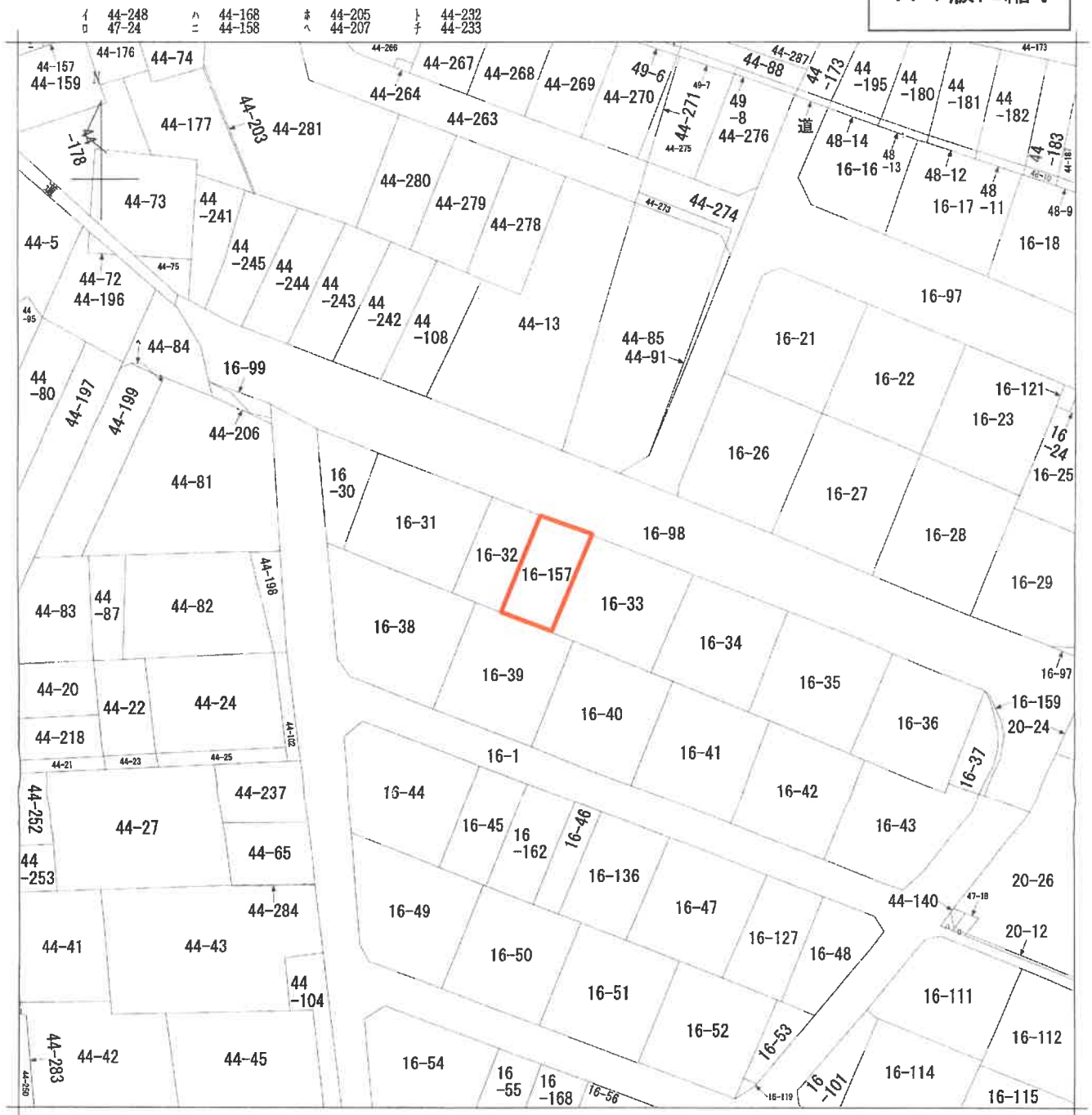
7 建物間取図（概略）

8 現況写真

以 上







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

加木屋町北鹿持

請求部	所在	東海市加木屋町北鹿持				地番	16番157			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局半田支局管轄)

令和7年3月12日

東京法務局

地図整理番号：M85517

登記官

(1/1)

登記年月日：平成24年3月2日

土地所在図

地番
16-32
16-157

土地の所在
東海市加木屋町北鹿狩

直角座標法求積表

地番 NO	(イ) 16-32 Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn+1 - Yn-1	Xn+1 - Yn-1
130	-113058.527508	-22869.584210	-1.726706	195218.837799	
129	-113058.900318	-22876.712140	-12.585088	1422818.228309	
50A	-113070.002511	-22882.169296	-2.009002	227157.861185	
56A	-113071.303909	-22878.721142	7.183662	-812288.639132	
131	-113072.691988	-22874.985434	9.135932	-1033137.497751	
			合計	-231.209590	
			合計面積	115.60㎡	

地番 NO	(ロ) 16-157 Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn+1 - Yn-1	Xn+1 - Yn-1
130	-113058.527508	-22869.584210	-12.529154	1416527.702161	
131	-113072.691988	-22874.985434	1.764684	-199537.570388	
44A	-113076.355779	-22867.819526	12.529154	-1416738.548160	
63A	-113061.154699	-22862.456280	-1.764684	199517.210719	
			合計	-231.203668	
			合計面積	115.60㎡	

合計 231.2066290

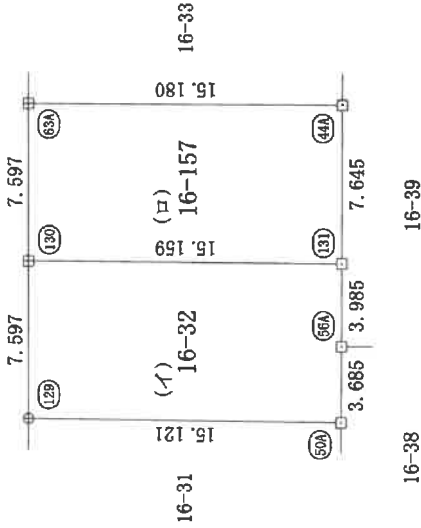
凡例

記号	境界線の種類
田	コンクリート杭
図	プラスチック杭
口	金属杭
中	石杭
中	金属杭
×	刻
○	現況計算点

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	平成24年2月17日

基準点名称及び座標値

点名	X座標	Y座標	杭種別
10C95	-113102.853	-22713.257	街区多角点
1056A	-113061.453	-22855.861	街区三角点



(会員専用)

作成者

(平成24年2月17日作成)

縮尺 1/

申請人

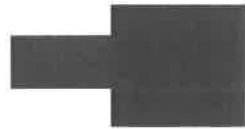
縮尺

1/250

登記年月日：平成25年1月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局半田支庁管轄)
令和7年3月12日 東京法務局

登記官

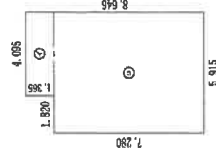


建物図面図

家屋番号 16番157

建物の所在 東海市加木屋町北鹿持16番地157

1階

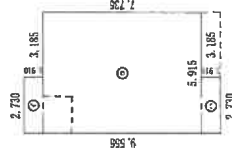


求積表

① $4.05 \times 1.365 = 5.529675$
② $5.915 \times 7.280 = 43.081200$

合計 48.610875
床面積 48.65 m²

2階



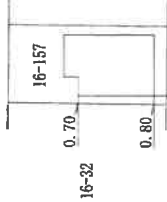
求積表

① $2.730 \times 0.910 = 2.484300$
② $5.915 \times 7.735 = 45.752525$
③ $2.730 \times 0.910 = 2.484300$

合計 50.721125
床面積 50.72 m²



16-98



16-32

16-33

16-39

(会 員 専 用)

作成者

(愛知県土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/250

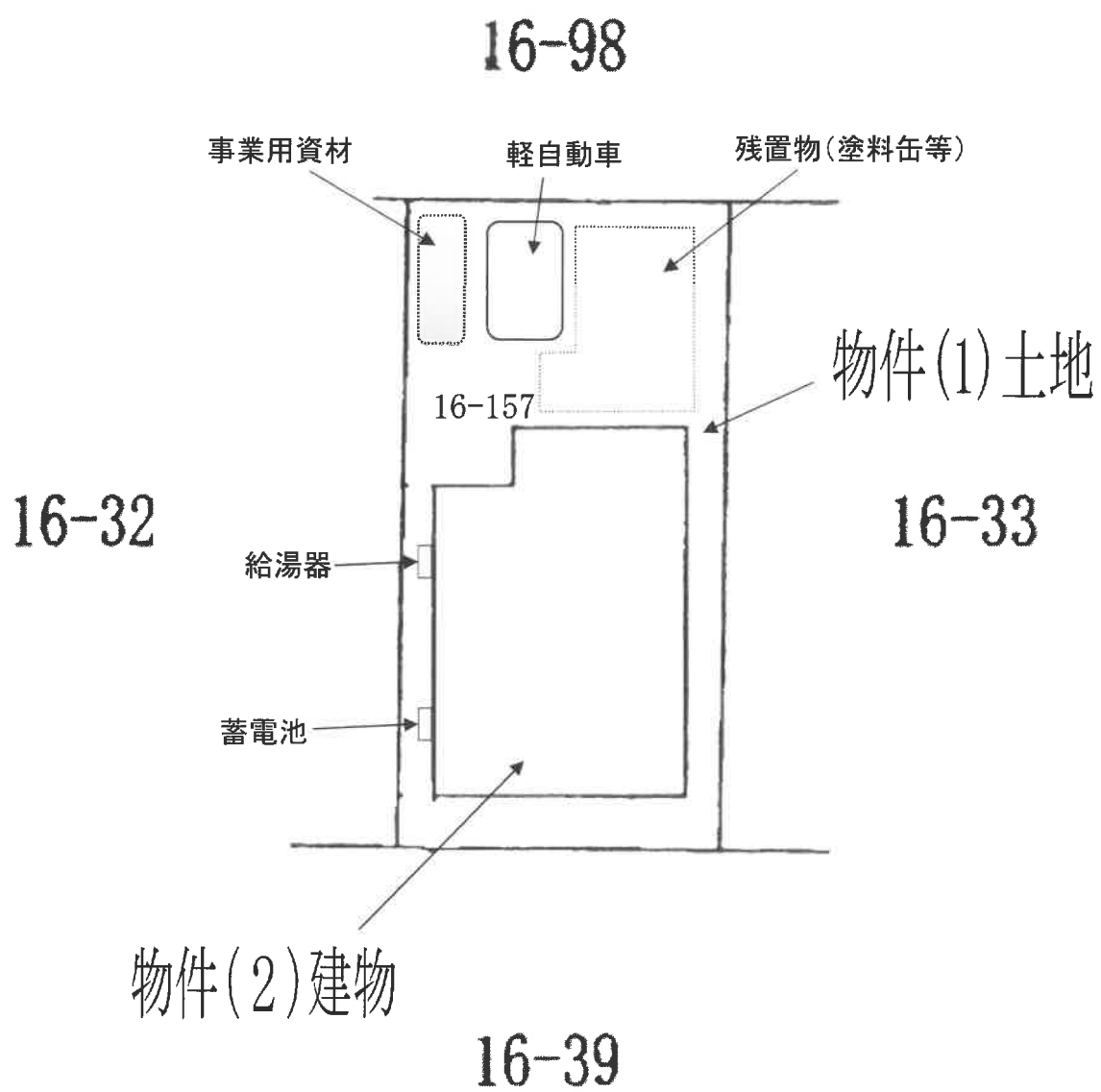
申請人

縮尺

1/500

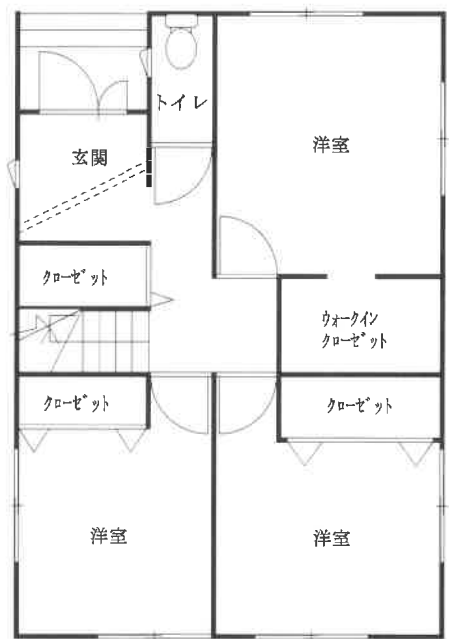
A 4 版に縮小

土地建物配置図(概略)



建物間取図（概略）

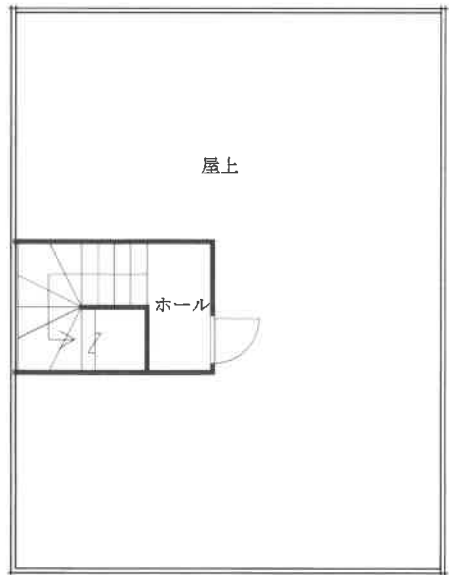
1 階



2 階



屋上



対象不動産の写真



A



B